

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第105号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年6月17日 16時00分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市岩井埼北方沖 岩井埼灯台から真方位014° 730m付近 (概位 北緯38° 50.09' 東経141° 36.32')
事故等調査の経過	平成26年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 ^{ジェイエフ} JF第五十七 ^{ちどり} 千鳥丸、9.7トン MG2-6149（漁船登録番号）、宮城県北部施設保有漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底キールに亀裂
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、気仙沼市気仙沼港から同市赤牛漁港 ^{あかうし} に向けて岩井埼北方沖を南東進していた。 船長は、霧で視程が約20mとなった状況下、操舵室上部で手動操舵による操船に当たり、気仙沼西湾第3号灯浮標を右舷側に見て通過した後、操舵室上部からは見えにくい位置にある同室下部のレーダー及びGPSプロッターを交互に見て船位を確認しようとしていたところ、平成26年6月17日16時00分ごろ船底に衝撃を感じ、岩井埼北方沖の暗岩に乗り揚げたことを知った。 本船は、自力離礁ができなかったため、船長が携帯電話で僚船に救援を求め、来援した僚船に引き出された後、自力で航行して気仙沼港に戻った。
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南東、風速 約3m/s、視界 不良 海象：潮汐 上げ潮の中央期 気仙沼市には、本事故当時、濃霧注意報が発表されていた。
その他の事項	船長は、気仙沼西湾第3号灯浮標を通過した後、本船の針路が右に転じて岩井埼北方沖の暗岩に向かった理由が分からなかった。 船長は、操舵室上部から同室下部にあるレーダー及びGPSプロッターを見る際は、頭を下げて下をのぞき込むような姿勢をとっていた。
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、霧で視界不良となった岩井埼北方沖を南東進中、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったことから、岩井埼北方沖の暗岩に向けて航行していることに気付かず、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、操舵室上部からは見えにくい位置にある同室下部のレーダー及びGPSプロッターで船位を確認しようとしていたことから、船位の確認が適切に行えなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、霧で視界不良となった岩井埼北方沖を南東進中、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったため、岩井埼北方沖の暗岩に向けて航行していることに気付かず、同暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海計器は、操舵位置から見えやすい場所に配置することが望ましい。